

仕 様 書

1 業務名

令和6年度観光客入込数調査に係る標本調査業務

2 業務の目的

札幌市では、観光施策検討の基礎データとするため、定期的に観光客入込数調査を実施している。

観光客入込数は、JRや航空機、バス、高速道路などの各交通機関から得た乗客数等の交通量に、それぞれに占める観光客の割合（観光客率）を乗じて算出している。

本調査は当該調査の基礎数値となる観光客率を算出するため、札幌市内に流入する交通流入地点等における観光客の実態を把握し、最新の観光客率を求めることを目的に実施する。

3 業務の内容

(1) アンケート調査の実施

札幌市内に乗り入れのある、JR、バス、航空機、乗用車の利用者に対しては居住地、来札目的などを、また、貸切バスの乗務員又は添乗員に対しては乗客の居住などを尋ねるアンケート調査を実施する。なお、調査方法は面接聴取によるアンケート調査とする。

ア 調査項目

来訪者の性別、年齢、居住地域、利用交通機関、札幌に来た目的、宿泊状況等。

また、乗用車の利用者については、あわせて乗車人数も調査項目とすること。

イ 調査期間

令和6年6月上旬～令和7年3月中旬

ウ 調査地点

平成29年度に実施した同調査の調査地点を参考に受託者、委託者協議の上、調査地点を決定する。

【参考】平成29年度調査時の調査地点

①JR札幌駅、②JR新札幌駅、③新千歳空港、④札幌丘珠空港、⑤高速道路輪厚PA、⑥レールパーク札幌（現在は廃止）、⑦国道230号線（道の駅望洋中山）、⑧国道5号線（セブンイレブン手稲本町3条4丁目店）、⑨国道12号線（セブンイレブン札幌本通9丁目店）、⑩国道36号線（セブンイレブン札幌福住1条店）、⑪札幌駅バスターミナル（現在はバス停が分散して仮設置されているため、そのうちの一部を調査地点として想定）、⑫中央バス札幌ターミナル、⑬定山溪バス停留所、⑭貸切バス（観光バス都心部待機場：南8条西2丁目）の合計14地点

エ 調査日

調査は春季（6月）、夏季（7～9月）、秋季（10～12月）、冬季（1～3月）の四半期ごとに、任意の週の平日と休日（1回2日間）に実施し、調査時間は、午前9時から午後8時までとする。なお、連休や夏休み時期など、平時とは異なる状況が想定される時期の取扱いや、具体的な実施時期については委託者と協議すること。

また、受託者において、各調査地点等の設置者、運営者、管理者等と必要な調整を行うほか、調査票の印刷、調査員の確保など準備を行ったうえ、アンケート調査を実施すること。

オ サンプル数

調査地点ごとに、平日と休日のサンプル数は同程度になるようにし、合計 400 サンプル程度とする。なお、サンプル数が目標数を大きく下回りそうな場合は、対応を委託者と協議すること。

カ その他

アンケート調査の実施に必要な事項について、別途、受託者、委託者協議の上、定めるものとする。

(2) 調査票のデータ化及び集計

集めたアンケート調査票の内容をデータ化し、集計可能な状態とする。このとき、非現実的な回答など異常値が含まれているサンプルは集計対象から除外すること。

さらに、年齢、年代、居住地などの属性別にクロス集計を行い、観光客率（札幌市民、道内客、道外客の区分による）を算出する。

(3) 入込統計算出システムの検証・構築

本調査で求めた観光客率を使って、観光客数の推計を行い、過年度の数値や現行の観光客率による推計値と比較・分析を行う。観光客入込統計は過去の数値との比較による分析が主な利用目的であるので、集計区分などにおいて、比較可能なよう十分留意すること。

なお、入込統計の推計手法は「北海道観光入込客数調査要領」（平成 22 年 2 月、北海道経済部観光局）の第 2 章「4 市町村の観光入込客数調査」に定める「(5) ②流入地点による調査方法」によるものであり、本委託調査は「同③標本調査」にあたるものである。

また、現在の入込統計算出システム（Microsoft Excel データ）を検証し、推計精度向上のための改良点を検討の上、Microsoft Excel により改良版を構築すること。改良版では検算や算出式の見直しを容易にできるよう配慮することとし、本システムの操作方法を記したマニュアルを作成すること。なお、現行の算出システムは委託者より提供するので、これを参考に作成すること。

(4) 報告書の作成

上記の集計結果のまとめや、入込統計の算出方法についてまとめた報告書を作成すること。また、報告書のうち主要な部分を抜粋してまとめた概要版を併せて作成する。

(5) 専門的知見の反映

本業務の実施にあたっては、統計学の専門的知識または資格を持つ者に監修をさせること。

(6) その他

高速道路のパーキングエリアにて観光客率調査が必要となる場合は、パーキングエ

リア使用料は受託者が負担するものとする。

4 成果品

- (1) 概要版 10部 (A4版)
- (2) 報告書 10部 (A4版)
- (3) 電子ファイル 1式

ア 概要版、報告書の電子データ PDF形式及びMicrosoft Word形式(文章)及びExcel形式(表、グラフ、図等)

イ アンケート結果の集計表及びクロス集計表 Microsoft Excel形式

ウ アンケート回答データ Microsoft Excel形式

エ 入込客数の算出システム Microsoft Excel形式

5 業務履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

6 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物(以下「本著作権物」という。)に関連する著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

- (2) 受託者は市が別に示す調査要領・調査票を参考に、業務を遂行するものとし、疑義が生じた場合はそのつど市及び受託者双方の協議により処理する。
- (3) この業務の遂行にあたり、市は受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打合せを行うものとする。
- (4) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本調査の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。

- (5) 成果品は著作権を含めてすべて市の所有とする。受託者は札幌市の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (6) アンケート調査の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、適切な対応を心がけること。とくにアンケート調査の従事者には接遇等の必要な研修等を行い、アンケート回答者に不愉快な印象を持たれないよう十分に留意すること。
- (7) アンケート調査の実施にあたっては、協力者に粗品を渡すなど、サンプル数確保のための工夫について留意すること。
- (8) 成果物に係る留意事項
本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。
また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。
また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。
- (9) その他
仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について委託者と受託者間で協議し、変更部分の文書、ドキュメントの整備を行うほか、必要に応じて再度の見積もりを行うこととする。
- (10) その他業務執行にあたっては、観光・MICE推進課と十分に協議し、その指示によって行うこと。業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本市業務担当者との協議し承認を得ること。

8 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。